

令和2年度 介護保険住宅改修研修会



©SBH
©筑後市

筑後市 高齢者支援課

目 次

○介護保険住宅改修とは	1
保険給付の要件	1
○支給限度基準額は 20 万円 ～住宅改修費の支給～	2
○厚生労働大臣が定める住宅改修の種類	3
1 手すりの取付	3
2 段差の解消	7
3 滑りの防止及び移動の円滑化等のための 床または通路面の材料の変更	8
4 引き戸等への扉の取替え	9
5 様式便器等への便器の取替え	10
○介護保険住宅改修費の流れと申請の手続き方法	11
① 住宅改修の事前相談	11
② 住宅改修の承認申請（事前申請）	13
支給方法は 2 通り～受領委任払いと償還払い～	13
・住宅改修が必要な理由書	14
・住宅改修の内容が分かる書類（見取図・平面図・立面図）	15
・住宅改修に伴う工事写真貼付用紙（改修前の現地写真）	16
・住宅改修工事費内訳書（見積書）	17
③ 工事	18
④ 住宅改修の支給申請（事後申請）	18
○ その他の住環境整備にかかる在宅サービス	19
○ 住み慣れた地域で暮らし続けるために、ご協力を	20

介護保険住宅改修とは

この資料は、介護保険制度における住宅改修が適正かつ効果的に行われ、住宅改修費の支給を円滑に行うことの目的として作成したものです。

住宅改修を行う際は、本冊子に記載されている内容に沿って、手続きを進めてくださいますようお願いします。

保険給付の要件

1. 要介護または要支援認定を受けていて、その認定の有効期間内であること。
2. 在宅で生活されていること。
3. 手すりの取り付けなど厚生労働大臣が定める住宅改修の種類の改修であること。
4. 被保険者証に記載されている住所の家屋に対する住宅改修であること。
5. 被保険者本人の心身の状態や、家屋の状況等から総合的に判断し、自立した日常生活を送るのに必要な改修であると認められること。

※上記の1～5のすべての要件を満たしたうえで、必要な手続きを経て住宅改修を行った場合に居宅介護（介護予防）住宅改修費が支給されます。このため改修前には、被保険者証や負担割合証等の確認を必ず行ってください。

お願いと留意事項

○住宅改修費の支給は公費によるものです

住宅改修費の支給は、介護保険料と税金を財源とした給付です。このため給付を受けるには、定められたルールを守る必要があります。ルールを守られない場合、住宅改修費の支給が遅れるだけでなく、利用者が給付を受けられないこともあります。制度を熟知し、利用者が不利益を被ることのないようにしてください。

○利用者にとって本当に必要な改修工事であるかどうかを検討ください

住宅改修は、一般的なリフォームとは異なった配慮が必要です。住み慣れた自宅で安心して暮らせるよう、利用者の要望だけを聞くのではなく、身体状況や家屋状況に応じた専門的見地から見出した真のニーズに基づき、適切な改修を行ってください。

支給限度基準額は 20 万円～住宅改修費の支給～

支給限度基準額（20万円）の範囲内で、実際に住宅改修に要した費用の9割～7割相当額（利用者負担は1割～3割相当分）を住宅改修費として支給されます。したがって、保険給付対象工事費用が20万円の住宅改修を行った場合、保険給付額は18万円～14万円となります。

また、初回に15万円の住宅改修（保険給付対象工事費用も15万円）を行った場合、その後は残額の5万円までが住宅改修費の支給対象となります。

住宅改修費の支給対象となる住宅改修は、被保険者の資産形成につながらないよう、また住宅改修について制約を受ける賃貸住宅等に居住する高齢者との均衡等も考慮して、手すりの取付け、床段差の解消等比較的小規模なものとしたところであり、これらに通常要する費用を勘案して支給限度基準額を20万円としたところである。（平成12年老企第42号）

●すでに住宅改修で利用した分がリセットされる場合（例外）

① 転居（引越し）

住宅改修をした住宅から別の住宅に転居した場合、それまでに改修に利用した分はリセットされます（再度20万円利用が可能）。ただし、以前の住宅に戻った場合は、過去の改修利用分を引き継ぎます。

② 要介護が著しく重くなった場合

最初に住宅改修を着工した日と比べて、要介護度が3段階以上重くなった場合は、それまでに改修に利用した分はリセットされます。ただし、リセット前の改修で支給限度基準額の残額があったとしても、リセット後には持ち越されず、20万円となります。

初回の住宅改修着工日の要介護状態区分	追加の住宅改修着工日の要介護状態区分
要支援1	要介護3・要介護4・要介護5
要支援2・要介護1	要介護4・要介護5
要介護2	要介護5

※要支援2と要介護1は「介護の必要の程度」の段階が同じとなっています。

※以前の改修歴の有無や要介護度の状況等、不明な場合は問い合わせください。

厚生労働大臣の定める住宅改修の種類 (平成11年厚生省告示第95号)

- ①手すりの取付
- ②段差の解消
- ③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ④引き戸等への扉の取替え
- ⑤洋式便器等への便器の取替え
- ⑥その他、①～⑤までの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

住宅改修の対象となる工事は法令で定められているため、上記に該当しない場合は、保険の支給対象となりませんので、注意してください。

手すりの取付 (住宅改修告示第1号)

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に「転倒予防もしくは移動又は移乗動作を助けるために」設置するもの。

- ・室内に限らず、玄関アプローチなど敷地内であれば、日常生活活動線として必要があると判断される場合は設置が可能です。
- ・手すりの形状は心身の状況等にあった適切なものを選定してください。
- ・手すりの取付のための壁の下地補強（補強板等）は付帯工事として認められます。

【取付にあたって検討していただきたい事項】

①材質（屋内と屋外、水回りか否か）

屋外は樹脂被覆性の手すりが適しています。ステンレス製は、夏場は熱く冬場は冷たいため、使用を躊躇することも考えられます。また木製は、雨・風など外気に触れれば傷みやすく、腐食等に伴って劣化したため再度手すりを取替えることは、支給対象として認められませんので注意してください。

屋内は一般的に木製ですが、浴室等水回りは、濡れた手で握っても滑りにくい樹脂被覆性の手すりが望ましいと思われます。

②形状（丸型、平型、ディンプル付）

円形のものが一般的ですが、利用者の心身状況等に対応する必要があります。

例えば、関節リウマチなどで手指に拘縮があると、手すりに手や前腕を乗せての移動されることがあります。この場合、断面が円形でなく、表面を平坦にした手すりが使い勝手がよい場合もあります。

③目的・直径（ハンドレールorグラブバー）

手すりの用途は場所によって様々で、滑らせながら移動する場合や、トイレの立ち座りや浴室の移動などのときは握りこんで使用する場合があります。

滑り（ハンドレール）タイプは、32～36mm程度で、握りこむ（グラブバー）タイプは、28～32mmが一般的とされています。

④取付位置（横手すり、縦手すり、高さ）

○横手すりの高さ

利用者の大腿骨大転子（大腿骨頸部の一番出っ張っているところ）の高さが一般的に750～800mmと言われています。力が入りやすい箇所はどこか、腕か肩か、円背強く姿勢が前方に著しく傾いていないかなどで高さは変わってきます。

また、「手すりは手で握る」という固定観念ではなく、手やひじから先の前腕を乗せて移動される利用者もいます。その場合は当然取付位置は高くなり、一般的には1,000mm程度が使用しやすくなります。取付位置は利用者の身長等、状況によって変わりますので、使いやすい適正な高さはどれくらいなのかを利用者を含めて検討ください。

○縦手すりの高さ

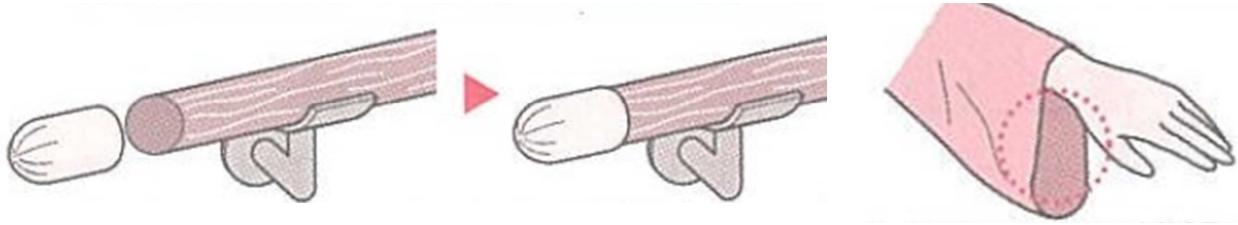
段差の昇り降りや、トイレの立ち座り、浴室などの体の上下運動を伴うときに使われます。一般的には横手すりと同じ大腿骨大転子の高さ750～800mmを下端に、上端は利用者の肩の高さより100mm程度上方とされています。

しかしながら、これも身体状況のほか、段差の高さ等によっても適切な設置位置は異なってきます。例えば、玄関先で靴を脱ぎ履きする動き一つとっても、立ったまま靴を脱ぎ履きするのか、いったん上り框に座って脱ぎ履きしてから手すりをもって立ち上がるのか等、どういった動作をされるかのかによって設置位置は異なります。一旦座って立ち上がる場合は、縦手すりの下端の位置が下がるため、全体の長さを長くとる必要があります。

⑤端部の処理方法

端部の処理は、表面加工やエンドキャップの取付だけでは不十分な場合があります。エンドキャップは、けがをしないように安全のため保護するものです。ストレートキャップの場合、衣服の袖口を手すりの端部にひっかけて転倒するリスクがあります（次ページの図を参照）。このため端部は、できる限り壁側や下方に曲げこむか、同様の処理がされた部材を取り付けるようにしてください。

手すりは日常的に使用されるため、利用者の安全を第一に考えて対応ください。



エンドキャップが、衣服の袖口を手すりの端部に引っかかることがあります。

【端部の処理の例】



⑥手すりの固定（グラつきはないか）

利用者にとっては、かなりの体重を預ける必要があるため、手すりがしっかりと固定されていないと非常に危険です。グラつきがないか確認してください。

必要に応じて補強板を設置することなどは、付帯工事でも認められているので、利用者が不安なく安全に使えるようお願いします。

手すり自体は外れないよう固定されているけれども、手すり部分がくるくると回るものを見かけることがあります。これは、使用に支障があるため、不適切事例としてやり直しを依頼しています。施工後に実際触れてみて、きちんと固定されているかどうか確認ください。

⑦手すりの設置により間口が狭くなり、出入り等が困難にならないか

手すりの設置によって、通路の間口が狭くなったり出入りが困難になったりする場合があります。利用者にとって安全に使用でき、安心して生活を送るために、間取りや幅など事前に十分に情報を得ておくようにしてください。

後で「こうしておけばよかったです」ということができる限りないよう、改修後の改善点のみ（良い面ばかり）でなく、支障になることはないか等、リスクマネジメントについても意識してください。

事例検討～トイレの手すりはL字型？～



手すりは、いろんな箇所に取付されますが、ここではトイレ内の手すりについて考えてみます。

一般的にL字型手すり設置される場合が多いのですが、設置位置や本当にL字型（縦手すりと横手すり）が必要かどうかを十分に検討がされていない事例を見かけます。

トイレ=L字型手すりでしょうか？

【設置位置】

トイレの手すりの高さは、フロアレベルからの位置ではなく、座面からの高さを確認してください。フロアレベルから座面までの高さは、370～390mmが一般的で、これに対して横手すりの高さは座面から+200～250mm程度が使いやすいとされています。（引用：福岡県福祉のまちづくり条例手引書）実際は、本人の心身の状況や利用者の動き等を勘案して、適切な位置を検討して設置するようにしてください。

【必要性】

縦手すりと横手すりの用途の違いは、一般的に「縦=立ち座り」、「横=座位保持」とされています。しかしながら、立ち上がりだけ必要であれば、縦手すりしか認められないというものではありません。自身で支えなく座位保持はできるが、日頃の習慣等から立ち上がるための動きとして横手すりを使用するというような場合もあります。

L字型の手すりが必要であれば、その必要性について理由書の中で説明することがケアマネジャー（福祉住環境コーディネータ等を含む）には求められます。

改修業者の中には「トイレはL型」と直結して考えているところがあるかもしれません。しかし、介護保険の住宅改修は、「真に必要な箇所に、必要な分だけの工事が住宅改修」が前提であるため、必要性のない部分が含まれていれば、保険対象でなく自己負担となります。

また、「今はいらないけれども、将来いるかもしれないで今回設置しておこう」といったような不確実な未来予測に基づく工事は、必要性がないとして保険対象とはなりませんので、注意してください。



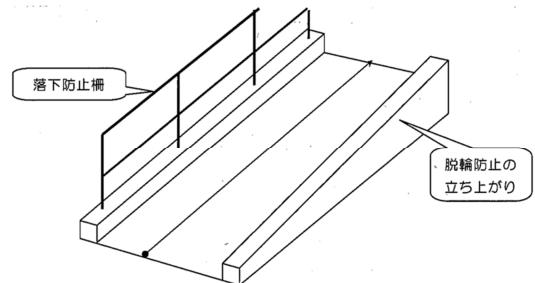
真に必要な箇所に、必要な分だけの工事が住宅改修の対象

段差の解消（住宅改修告示第2号）

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための改修。

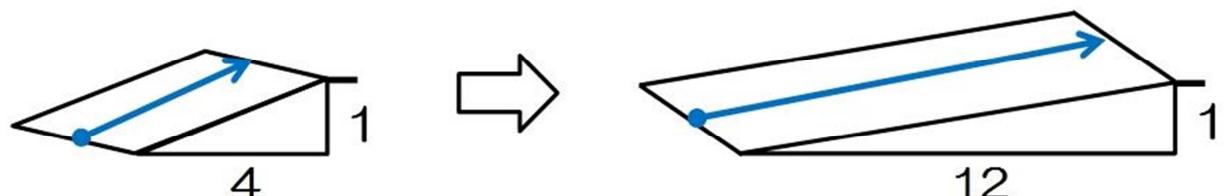
- 具体的には、敷居を低くする工事、スロープの設置、式台（踏み台）の設置、浴室や床のかさ上げ等が想定されます。
- 昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器の設置工事は対象外です。
- 福祉用具貸与のスロープや、福祉用具購入の対象となる「浴室内すのこ」を置くことによる段差解消は、住宅改修の対象とはなりません。ただし、浴室内すのこをねじ止め等取り付け工事によって固定する場合は、住宅改修の対象となります。

※浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う
給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪
防止を目的とする柵や立ち上がりの設置は、付帯工事
として認められます。



●通路等の傾斜の解消

「段差」の解消のほかに「傾斜」の解消も対象となります。具体例として、 $1/4$ の傾斜勾配のスロープは、車いすでの自力走行が困難なため、 $1/12$ （車いすで昇降しやすい傾斜）の緩やかな傾斜勾配のスロープに改修する工事などが該当します。



スロープを設置する場合、その幅についてどの程度までが対象となるか尋ねられることがあります、筑後市では具体的な数値は定めていません。これは、利用者一人ひとりの状況が異なり、また住居の状況もそれぞれ異なるため、個別に判断する必要があるためです。

例えば、車いすで通るのか、歩行器を押して歩くのか、誰か横について介助を受けながら歩くのか等の状況によって、必要な幅は異なってきます。ただし、見た目上、例えば3m幅全面をスロープにするなどは、本当にその幅が必要かどうかを確認することとなります。

傾斜についても同様で、必ずしも $1/12$ ～ $1/15$ でなければならないというわけではありません。住宅事情やスペースの状況から、十分な長さが確保できないため満たせないこともあると思います。スロープの幅や傾斜については、必要性を十分に検討したうえで、理由書に記載してください。

●浴槽の取り替え（交換）

浴室床と浴槽の底の高低差が大きい、浴槽の縁までの高さがある等の理由で、本人の心身の状況から跨ぐことが困難であると必要性が認められる場合は、浴槽の取り替えが段差の解消として支給対象となります。

この際、浴槽台やバスボードなど福祉用具の活用、もしくは手すりの設置や浴室床かさ上げ工事で対応できないかどうかの検討を行い、それでもなお段差解消できなかった場合に、ケアマネジャー等が技術的に浴槽交換以外の方法で段差解消ができないと判断した場合のみ支給対象となります。なお、老朽化を理由とする取り替えは認められません。

図面には、洗い場と浴槽の縁との高さが従来よりも明確に低くなる状況や、浴槽の深さが現在設置されている深さより明確に浅くなる状況等が分かるよう記載してください。

また、ユニットバスについては、保険対象部分と対象外部分が混在しており、工事の全てが住宅改修の対象となるわけではないため、本人に必要な住宅改修の項目ごとに見積金額の按分ができる場合のみ対象となります。「ユニットバス一式」で金額が按分できない場合は、対象外となります。このため、手すりの設置や床材の変更、浴槽の交換（段差の解消）等に関して、それぞれの見積金額や改修箇所が明確に提示してもらう必要があります。

滑りの防止及び移動の円滑化等のための 床又は通路面の材料の変更（住宅改修告示第3号）

車いすを利用する際に、玉砂利の玄関アプローチでは移動に支障があるためコンクリートへ変更、歩行器を押しやすいよう畳敷きからフローリングに変更する場合等が想定されます。

【具体例】

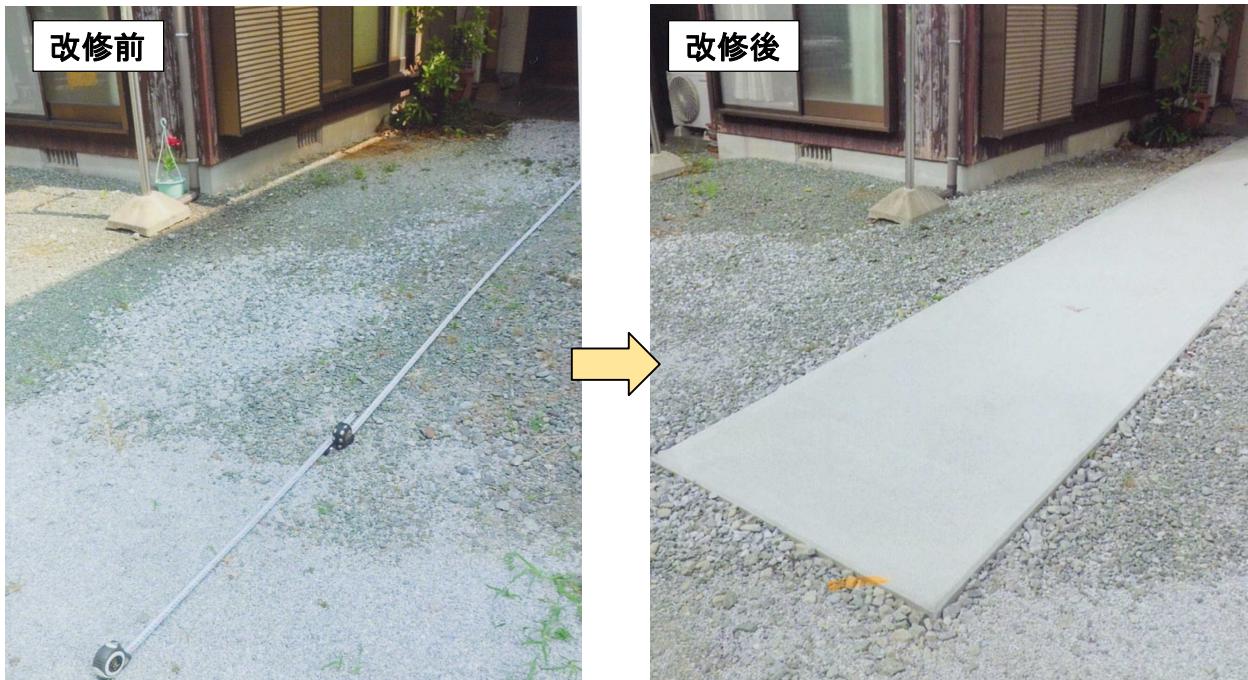
- ・畳敷きから板製床材やビニル系床材への変更
- ・タイル敷きの浴室洗い場やトイレの床等を滑りにくい床材のものへ変更
- ・通路面の砂利敷きをコンクリート舗装への変更 など

※ただし、古くなったために変更するといった老朽化に伴うものは対象外となります。

※付帯工事として、床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備が認められます。

床材の変更等を行う場合は、平面図や現況写真に変更する場所の広さ（面積）を記載してください。また、工事に伴い段差解消を兼ねる場合は、床（フロア）レベル（高さ）等も合わせて明記してください。なお、コンクリート等での施工ではなく既製品を使用する場合は、床材の商品パンフレット等があれば添付してください。

【施工例】



引き戸等への扉の取替え (住宅改修告示第4号)

開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等へ取替えるといった扉全体の取り替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等が含まれる。

- 具体的には、開けやすいよう開き戸を引き戸や折戸へ変更、重い扉を軽い扉へ変更、右開きを左開きへ変更、円柱状のドアノブをレバーハンドルタイプへ変更などが想定されます。
また、車いすを使用する際に、扉が生活動線上の支障になる場合は、扉の撤去についても必要性があれば認められます。
- 扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事は、付帯工事として認められます。
- 引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置は含まれませんので、動力部分の費用額は保険の支給対象外となります。

【付帯工事の具体例と留意事項】

トイレを和式から洋式に変更する場合に、洋式はトイレのタンク等で設置スペースを和式よりも必要とする場合が多く、取付け位置や体の向きも変わってくるため、トイレ内が非常に狭くなると壁が邪魔になって立ち座りをするためのスペースがなくなり、立ち座り動作に極めて支障が生じことがあります。こうした場合は、扉や壁等の撤去も付帯工事で認められる場合があります。

ただし、この扉や壁の撤去はあくまで付帯工事であり、扉等の撤去が本来の目的でなく、トイレを洋式にするときにスペースの関係から立ち座りに支障があって、それを解消するために認められているものです。

例えば、これまで自分で歩いていた利用者が車いすによる移動手段に変更になった場合、扉の間口を広げないと通れなくなつたので、まず壁を壊して間口を確保することが第一義で、次に扉を交換するという工事は、扉の交換は必要性があれば認められますが、壁を壊して間口を確保する工事や移動経路の確保を目的とした工事は、住宅改修の対象とされる工事の種類に含まれていないため対象外で、付帯工事としても認められませんので注意してください。

洋式便器等への便器の取替え（住宅改修告示第5号）

- ・和式便器から洋式便器への取り替えや、既存の便器の位置や向きを変更する工事が想定されます。
- ・和式便器から、暖房便座や洗浄機能等の機能が付加されている洋式便器への取替えは含まれますが、すでに洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は支給対象外となります。また、これらの設置に伴う電気工事費用は対象外です。
- ・非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り換える場合は、当該工事のうち水洗化または簡易水洗化の部分は対象外となります。
- ・便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化または簡易水洗化に係るものは除く）、床材の変更は付帯工事として認められます。

【付帯工事の具体例と留意事項】

～汽車式の非水洗和式から水洗洋式へ変更～

工事内容としては、一段上がっている部分を撤去し、トイレ内全体をフラットにして洋式便器を設置する場合を例に考えてみます。

この工事には当然床を壊す必要があります。例えば壊した床にクッションフロアを貼る場合、壊した部分の補修だけではなく、このトイレ1室分の床の補修を付帯工事で認めています。

ただし、壁は壊した部分を最小限補修した部分のみ対象となります。この工事を機に、あるいは見た目から壁や天井の全面をクロス張りするという事例がありますが、天井はもちろん支給対象外となります。

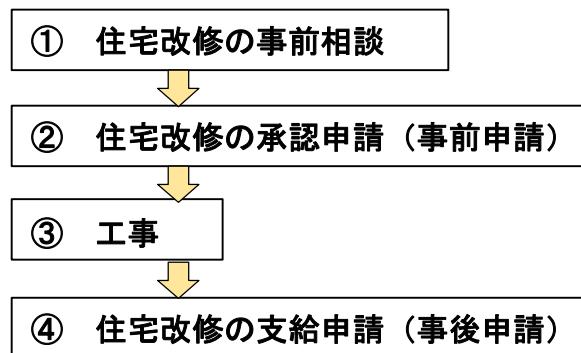
こうした場合は、改修業者が当該補修の対象部分と対象外の部分を明確に区分けして見積金額を記載する必要があります。それが難しい場合は、全体の面積と補修対象分の面積を平面図等に記載し、その面積に応じて按分して金額を算定する方法でも構いません。

（例）クロス張りが全体で1万円として、壁全部が 10m^2 で補修にかかる分が 1m^2 の場合、按分した当該補修分の工事費は1,000円。これに諸経費や消費税等も按分をすることになります。



介護保険住宅改修費の流れと申請の手続き方法

住宅改修のおおまかな流れは、以下のとおりです。工事着工後の申請や、事前承認前に着工した場合の工事は、保険給付対象外となりますので注意してください。



① 住宅改修の事前相談

- ・利用者からの住宅改修の依頼（要件等の確認を忘れずに）
- ・訪問調査及び改修内容の確認 ⇒ 介護支援専門員等による必要性の検証

【理由書を作成することができる者】

- ・介護支援専門員、地域包括支援センターの担当職員
- ・福祉住環境コーディネーター（2級以上）
- ・理学療法士または作業療法士　　・バリアフリーアドバイザー（県派遣事業）　ほか

理由書の作成者は、基本的にケアプランを作成されている場合は介護支援専門員（ケアマネジャー）が望ましいと考えます。その理由としては、利用者本人が在宅生活を送るまでのさまざまな状況把握やニーズを分析したうえで、総合的な支援計画を立てているからです。

ただし、介護保険サービスの利用がなく、担当のケアマネジャーがない場合には、上記に挙げている有資格者であれば作成することができます。

なお、住宅改修業者に住環境福祉コーディネーターがいる場合に、当該資格を持ってない人が現場打合せ等をし、理由書も書いて、後で事業所で資格を持っている人が追認をするというやり方は認められません。改修しようとする人やその家族の身体状況や生活の意向を把握し、実際の住環境を確認したうえで、改修内容と打合せ等は理由書を書く人が直接行ってください。



介護の専門家と工事の専門家が同行し、検討することで、利用者の意向を尊重しつつ、介護保険を上手に利用した安全で快適な住環境の整備をすすめることができます。

【介護保険被保険者証】

介護保険被保険者証	
(一)	
番号	
被保険者	住所 ワリガナ 氏名 生年月日
交付年月日	402115 福岡県筑後市大字山ノ井898番地 筑後市 TEL 0942 (53) 4111
保険者番号並びに保険者の名称及び印	
(二)	
要介護状態区分等	
認定年月日	
認定の有効期間	
区分文部省度基準額	
居宅サービス等	1月当たり サービスの種類 種類支給限度基準額 (うち精査支給限度基準額)
認定審査会	
の意見及び	
サービスの	
種類の指定	
内容 期間	
給付制限	開始年月日 終了年月日 開始年月日 終了年月日 開始年月日 終了年月日
居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者及びその事業所の名称	届出年月日 届出年月日 届出年月日
種類	入所等年月日
名称	退所等年月日
介護保険施設等	種類 入所等年月日
名称	退所等年月日

介護保険の住宅改修は被保険者証の住所地が対象となりますので、被保険者証の住所と改修する住所が同一かどうか確認してください。

また、要介護認定の有効期間内であるかどうか等も併せて確認ください。

【介護保険被負担割合証】

介護保険負担割合証			
交付年月日			
被 保 險 者	番号		
	住所		
	フリガナ		
	氏名		
生年月日		性別	
利用者負担の割合	適用期間		
割			
割			
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>		

負担割合は、利用者に別途交付していて、所得に応じて1～3割が記載されています。

所得は毎年変わるため、負担割合の適用期間は8月1日から翌年7月31日までとなっていますので、注意してください。

② 住宅改修の承認申請（事前申請）

事前申請は、利用者保護が目的です。予定している住宅改修が保険給付対象となるかどうかを保険者が確認し、事前に教示するという大切な手続きとなります。

【提出書類】

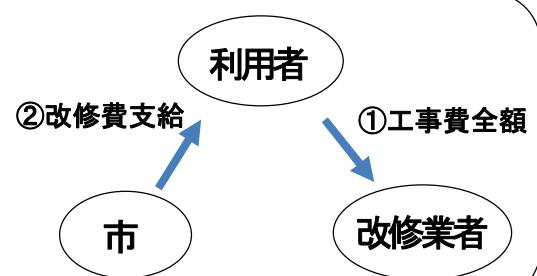
- ・住宅改修が必要な理由書（ケアマネジャー以外が作成した場合は資格証の写し）
 - ・住宅改修の内容が分かる書類（住宅見取図・平面図・立面図）
 - ・住宅改修工事費内訳書（見積書）
 - ・住宅改修に伴う工事写真貼付用紙（改修前の現地写真）
 - ・住宅改修承諾書（借家の改修の際に必要）
- ※必要に応じてパンフレット等のコピー等

支給方法は2通り～受領委任払いと償還払い～

住宅改修費の支給方法は、「**受領委任払い**」と「**償還払い**」の2通りあります。受領委任払いを希望される場合、改修業者は事前に保険者と契約を締結する必要があります。

● 儻還払い

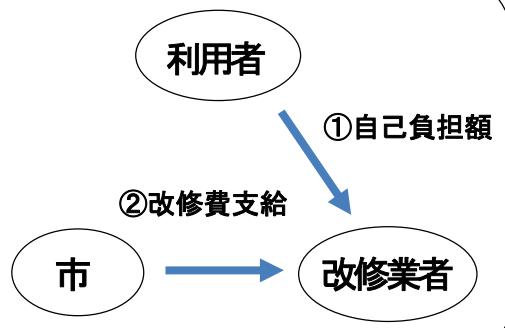
利用者が改修業者に工事費用の全額（10割）を支払い、その後、利用者が市（保険者）から支給対象となる工事費用の9割～7割を住宅改修費として、償還（払戻し）を受けるもの。



● 受領委任払い

利用者が改修業者に支給対象となる工事費用の1割～3割を含む自己負担額を支払い、その後、市から支給対象となる工事費用の9割～7割を住宅改修費として改修業者に支払うもの。

未契約の場合は、この制度は利用できません。
契約書の様式は、市ホームページに掲載しています。事前に相談してください。



●住宅改修が必要な理由書

理由書については、できる限り個別具体的に記載するようにしてください。改修箇所ごとに、下記の①から③の状況が分かるように記載してください。

- ①改善しようとしている生活動作（排泄時の立ち座りなど）
- ②具体的な①の困難な状況（現状の生活動作や介護者の介護負担の把握）
- ③改修内容及び改修によって改善できること、または期待される効果
（・・・することで・・・が改善できる等）

※手すりも、1本ごとに使用する際の生活動作や期待する機能は異なります。歩行状況が不安定という理由のみで、玄関や廊下、トイレ、浴室などすべての手すりを取り付けるというのではなく、現地で立会いを求めるものもありますので、その際はご協力をお願いします。

理由書で改修の内容や必要性等が不明な場合は、作成者や改修業者に内容を電話等でお尋ねする場合があります。また、状況に応じて現地で立会いを求めるものもありますので、その際はご協力をお願いします。

【特に十分に必要性を検討してほしい事例】

- ①玄関と勝手口にそれぞれ手すりを取り付ける
- ②トイレ2カ所にそれぞれ手すりをつける
- ③2階への階段部に手すりをつける など

上記の事例は、なぜこういった改修が必要になるのか、理由書等からその必要性が十分判断できない場合が多いものを掲載しています。

①は、両方の出入りを改修する理由（目的）は何か、その動線上に何があるのか、その利用の頻度はなどが問われます。

普段は勝手口から出入りしているが、年2回（正月と盆）は玄関を使うという場合は、その利用頻度から「日常生活上支障がある」とは言えません。これは極端な例としても、「日常生活に支障があるのか」は必要性を判断するポイントとなりますので、十分な検討をお願いします。検討もせずに、とりあえず両方つけておこうということは認められません。

②2カ所を利用する頻度や状況等の必要性などが問われます。日中は居間に近いトイレを使用して、夜間は寝室に近いトイレを使用する等の状況を記載するようにしてください。

③2階になぜ行き来する必要があるのか、その使用頻度等が問われます。荷物を置くために年に数回しか利用しないのであれば、「日常生活上支障がある」とは言えません。また寝室が2階にあるとしても、そもそも心身の機能が低下している人が対象であるにも関わらず、転倒する危険性の高い2階に寝室を置いておかねばならない理由や、居室を1階に変更するといった検討はなされたかなど、その状況等を理由書に記載ください。

●住宅改修の内容が分かる書類（住宅見取図・平面図・立面図）

住宅見取図は、申請者の住宅の間取りや寝室、トイレ、浴室等の位置関係、生活動線が確認できるものを提出してください。ただし、玄関アプローチのみ改修する場合は、室内の見取図は不要です。玄関や道路までの位置関係等が分かる図面を作成してください。

見取図に改修箇所を記して平面図を兼ねる場合は、別途作成は不要です。

大規模改修などで、改修後イメージでの平面図等だけでは煩雑になりわかりにくい場合は、「改修前」と「改修後」に分け図面を作成してください。

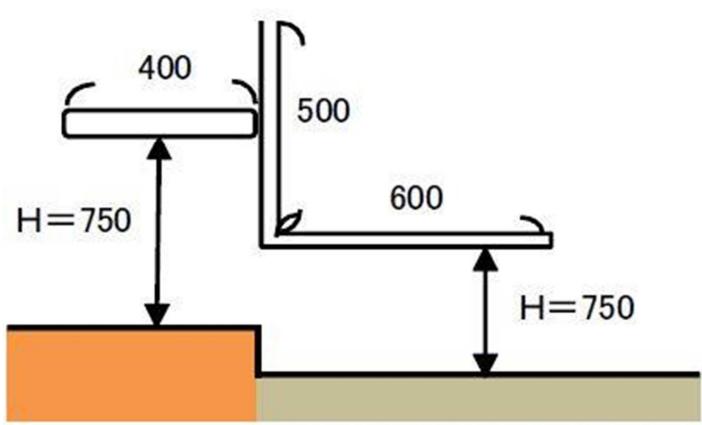
改修前の写真に工事内容等が分かるように記載がある場合には、平面図や立面図を一部省略しても構いません（下記写真参照）。また、平面図で内容が分かる場合は立面図は不要です。



【例一平面図】



【例一立面図】



作成のポイントは、手すりの長さ、設置位置（床からの高さ）、段差の高さ等の改修内容が分かるように記載してください。写真に記載する場合は、基本的に改修箇所1カ所につき1枚としますが、床の嵩上げや長い手すりなど、1枚では全体が入らない場合や小さくて見えにくい場合等は分けてください。ただし、改修箇所すべての状況が分かるように撮影してください。特にパソコンで作成しなくとも、マジック等による手書きでも内容が分かれば構いません。

●住宅改修に伴う工事写真貼付用紙（改修前の現地写真）

写真は、事前承認前に工事着工していないかどうかを確認することも兼ねていますので、必ず撮影した日付を入れるようにしてください。日付は、日付入り機能のついたカメラで撮影したものでも、黒板等で写真に写り込んだものでも構いません。

改修後に提出する写真は、改修前と同じアングルで撮影するようにしてください。

撮影のポイントとしては、手すりの場合は床との位置関係が分かるように、段差解消の場合は段差の状況が確認できるようなど、改修箇所の状況が分かるようにしてください。なお、大規模改修（長い手すりやスロープの設置、床全面を改修等）の場合は、全体が分かるよう遠方からの写真を追加する、撮影位置を変えて複数の写真に分割する等の対応をお願いします。



【黒板を使用しての撮影】



●住宅改修工事費内訳書（見積書）

国の告示で、「住宅改修に要する費用の見積もり」は、住宅改修費の支給対象となる費用の見積もりであって、その内訳がわかるよう、改修内容、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したものとするとされています。

このため、例えば手すり工事一式として金額を計上するのではなく、手すり本体やブラケット、補強板、施工費等の内訳が分かるよう記載してください。なお、国が見積書の標準様式（次ページ参照）を定めていますので、参考にして作成してください。

なお、見積書の宛名は、利用者（被保険者）名を記載してください。

【住宅改修の見積様式】 老高発0713第1号平成30年7月13日厚生労働省老健局高齢者支援課長通知

住宅改修の種類 (※1)	写真等番号	改修場所	改修部分	名 称(※2)	商品名・規格・寸法等	介護保険対象部分				算出根数					
						数量	単位	単価	金額						
(材料費)															
(施工費)															

③ 工事

工事は、事前申請で承認された内容で承認後に着工するようにしてください。承認前に着工した場合は、介護保険から住宅改修費は支給されません。

また、事前申請で承認された内容で工事を行ってください。やむを得ず工事内容に変更をする場合は、いったん工事を中断し、必ず理由書の作成者もしくは市高齢者支援課まで連絡してください。承認された改修内容と異なる改修内容が行われた場合、住宅改修費が支給されませんのでご注意ください。

なお、変更の内容が軽微なもの、例えば手すりの高さを2~3cm変更するような場合等は、現場での調整の範囲と考えますので、変更の連絡は不要です。

④ 住宅改修の支給申請（事後申請）

住宅改修後は、下記の書類を提出する必要があります。市は、支給申請を受け、住宅改修が事前申請で承認されたとおりの内容で実施されたかどうか等の確認を行った後、支給・不支給の決定を行います。決定の場合はその後、住宅改修費が支給されます。

なお、事前申請と同様に、改修の内容等で疑義が生じる場合は、改修業者に内容を電話等でお尋ねする場合があります。また、状況に応じて現地で立会いを求めることもありますので、その際はご協力をお願いします。

【提出書類】

- ・介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書
- ・請求書
- ・住宅改修完了届
- ・領収書（原本）※利用者（被保険者）名をフルネームで記載してください。
- ・住宅改修に伴う工事写真貼付用紙（改修後の現地写真）

※「受領委任払い」の場合と「償還払い」の場合で、様式が一部異なりますので、提出の際はご確認ください。

※領収書は、窓口で原本を確認し、その場でコピーをした後に返却いたします。その後、利用者へ渡してくださいますようお願いします。

事例検討～負担割合の判定はいつの時点？～

改修業者は受領委任払いの場合、利用者から工事費用の1割～3割を含む自己負担額の支払いを受けることになりますが、負担割合は毎年変更となり、その適用は8月1日から翌年7月31日までとなっています（12ページ参照）。ちょうど切り替わりの時期の場合、判断に迷われることがあるかと思いますので、事例を基に考えてみてください。

利用者Aさん 7月31日までは**1割負担** 8月1日から**2割負担**

Q1 改修完了日が7月31日で、8月1日に代金を領収した場合の負担割合は？

Q2 改修完了日が7月20日で、同日に代金を領収。その後、支給申請を8月1日に提出した場合の負担割合は？

(答) Q1の場合は2割負担で、Q2の場合は1割負担となる。

負担割合の判定日は、領収書の記載日で判断することになっています。このため、Q1は8月1日領収なので2割負担となり、Q2は7月20日領収なので1割負担となります。

支給申請が遅れているケースが見受けられますが、領収日の関係によって利用者が不利益を生じる場合も想定されます。工事完了後は、早めに支給申請を提出するようにしてください。

その他の住環境整備にかかる在宅サービス

住宅改修以外でも、自宅でのハード面での環境を整えるものとして、下記の介護保険サービスがあります。

例えば特定福祉用具購入では、「浴槽まだぎ用の手すり＝グリップ式のもの」があります。住宅改修にもありますが、福祉用具購入との大きな違いは、「固定していくて容易に取り外せないもの」か「固定せず、取り外しや移動が容易」かどうかの違いとなります。単に住宅改修をするのではなく、こうしたものを活用することが適切な場合もあります。本人の身体状況や自宅の環境等に応じた適切な支援が、ケアマネジャーを中心としたチームとして求められています。

福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具をレンタル



特定福祉用具購入

排泄や入浴等に使われる用具の購入費を支給（上限10万円/年）



住み慣れた地域で暮らし続けるために、ご協力を

いつまでも住み慣れた地域（自宅）で、自分らしく暮らし続けることは誰もが持つ共通の願いです。自宅で安心して住み続けられる環境、あるいは要介護状態にならないような転倒予防のための住宅の改修は、本人にとっても社会全体が抱える課題に対しても、その果たしている役割は小さくありません。

住宅改修が、利用者にとって有意義なものになるよう、改修業者の専門知識を生かして、よりよい提案、改修に努めていただきますようご協力をお願いします。

具体的に住宅改修を進めるにあたって疑問点等ありましたら、市高齢者支援課にお尋ねください。

なお、厚労省が示した住宅改修Q&Aが、WAMNET（ワムネット）のホームページに掲載されていますので、参考ください。

(<https://www.wam.go.jp/wamappl/kaigoServiceQA.nsf/aList?Open&sc=27&kc=0&pc=1>)



【問い合わせ】

〒833-8601 福岡県筑後市大字山ノ井898番地
筑後市 市民生活部高齢者支援課

TEL : 0942-53-4115 Fax : 0942-53-4119

Email : kourei-s207@city.chikugo.lg.jp